

福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内

樹木等搬出に関する回答書

令和2年11月24日

令和2年11月11日付けで公募された「福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木等搬出公募」質問書に対する回答について

回答
<p>Q1. 許可頂く人数（昨年、今年）、搬出期間中の混雑状況など傾向が判れば教えてください。</p> <p>A. 昨年度の許可人数としては、31名に許可をしました。 また混雑状況につきましては、特に混雑した状況は確認できていません。</p>
<p>Q2. 搬出量は概ねの量を申請するので、結果的には早い者勝ちで、無くなり次第終了でしょうか。</p> <p>A. 基本的には申請のあった量に合わせて申請者全員に割り振ります。 搬出量については、河川法 25 条の許可書に記載してある搬出量の持ち出しをお願いします。</p>
<p>Q3. 搬出作業中の記録写真などあれば掲載お願い出来ないでしょうか。</p> <p>A. 搬出作業中の写真については、撮影したものはありません。</p>
<p>Q4. 許可頂いた後の、河川法 25 条申請書類で位置図、平面図、河川状況写真は許可者全員が同様の内容となると思うのですが、募集要領の5, 6ページの添付で良いのですか。</p> <p>A. 河川法 25 条申請の位置図、平面図、河川状況写真、流水占用料の免除申請書については当所で準備しますので提出不要です。 選定結果通知の際に同封する、河川法 25 条の申請書と事業の計画概要を記入の上提出して下さい。</p>